

議案第 17 号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 12 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、「除く。）」の次に「とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 5 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の定年引上げ等に伴い、減給の計算において減給発令時に受ける給料を基礎とすることを明確化するとともに、その減ずる額が現に受ける給料の 5 分の 1 に相当する額を超えるときの例外を定める必要がある。